

苫小牧市テクノセンター条例の一部改正（使用料及び手数料の設定）について

1 趣旨

平成28年1月1日から、苫小牧市テクノセンターに光学精密形状測定機及び固体金属発光分光分析装置を導入することに伴い、使用料及び手数料を設定するため、苫小牧市テクノセンター条例の一部を改正するものです。

なお、条例の施行は、平成28年1月1日を予定しております。

2 根拠法令

地方自治法第228条の規定により使用料及び手数料は、条例で定めることとされています。

3 導入する機器

(1) 光学精密形状測定機

光学精密形状測定機は、光学測定と接触測定を組み合わせ、精密金型や紙製品などの微細な形状を高精度に測定する装置であり、これまでテクノセンターではできなかった歯車などの複雑な形状も精密に測定することができます。

(2) 固体金属発光分光分析装置

固体金属発光分光分析装置は、アルミ部品や鉄鋼製品の成分元素とその含有量を測定し、JIS規格に対する適合性を分析評価する装置であり、短時間で高精度な成分分析や不純物検査をすることができます。

4 使用料及び手数料の算出根拠

導入する機器の使用料及び手数料は、次のとおり設定します。それぞれ、所定の方法（減価償却費、動力費、指導に係る人件費等の合算）により算出しております。

(1) 光学精密形状測定機

・使用料（1時間当たり） 3,600円

(2) 固体金属発光分光分析装置

・使用料 1時間当たり 3,400円

・手数料 1件ごと 9,700円

（複数ある場合の2件目以降は、1件2,500円）